



北西部水源地域における持続可能な
森林管理プロジェクト

ベトナム社会主義共和国



ベトナム社会主義共和国		環境	社経
PJ名	北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト (SUSFORM-NOW)	活動タイプ	森林減少・劣化の抑制
		資金タイプ	援助資金
対象地	ディエンビエン省 Dien Bien 郡 Muong Phang コミューン及び同省 Muong Cha 郡 Muong Muon コミューン	期間	2010年8月～2015年8月 (※REDD+スキームの編入は2013年2月から)
		配慮項目との関係性	国家森林プログラム等との一貫性確保
ガバナンスの構築・強化	●		
先住民・地域住民の権利尊重	●		
ステークホルダーの参加	●		
生物多様性への配慮	●		
非永続性リスクへの対処	●		
面積	約 16,900 ha	リーケージへの対処	●
人口	約 8,250 人		
実施主体	行政主導型		
	国際協力機構 (JICA) 省人民委員会 (PPC) 省農業農村開発局 (DARD) 郡人民委員会 (DPC) コミュニティ人民委員会 (CPC)		

概要

ベトナムでは、省レベルにおける REDD+実施計画を策定する取組 (REDD+パイロットプロジェクト) が進められており、省レベルでの活動実施のほか、その成果を国レベルの計画づくりやガイドラインに反映するとともに、他省に普及すること等が目指されている。

こうした中、ディエンビエン省において、2014年5月にベトナム国内で初めて、省 REDD+活動計画 (PRAP) が省人民委員会 (PPC) において承認された。現在、ディエンビエン省内の2つのパイロットコミュニティにおいて、SUSFORM-NOW により PRAP を念頭に置いたパイロット活動が実施されている。パイロット活動では、関係者の活動実施能力の向上、実行可能な REDD+モデルの確立のほか、同省内で活動を普及することを念頭に、森林変化のモニタリング活動を含む参加型の森林管理活動及び生計向上活動が進められている。



村落会合における意思確認の様子



村落会合における活動の絞り込み

1. 基本情報

1. 1. 国レベル

1. 1. 1 人口・民族構成

2013年におけるベトナムの人口は約9,170万人であり、総人口の約86%を占めるキン族と53の少数民族から構成されている¹。

1. 1. 2 経済状況・主要産業等

2012年におけるベトナムのGDPは約1,377億米ドル（1人あたり1,523米ドル）であり、2013年上半期の経済成長率は4.9%である¹。また、主要産業は農林水産業、鉱業、軽工業である¹。2012年における貧困率は17.2%である²。

1. 1. 3 森林の現況

2010年におけるベトナムの森林面積は1,380万haであり、国土面積の約44%を占めている（FAO, 2010）。このうち天然林は1,029万ha、人工林は351万haである（FAO, 2010）。

森林は利用目的によって保護林、特定利用林、生産林の3種類に区分されている。農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development: MARD）によると、2008年末時点の各森林の面積は順に470万ha、210万ha、620万haである³。

ベトナムの森林は1940年代から1990年代にかけて大幅に減少したが、以降は急回復しており、1990年から2010年にかけて森林面積は約47%増加した（FAO, 2010）。しかし、これは主に人工林の拡大に伴うものであり、一次林については同期間に約80%もの面積が失われた（FAO, 2010）。

1. 1. 4 森林生態系劣化の主な要因・影響

森林減少・劣化の主な要因は、かつては戦争及び現地住民や移民による生計確保のための森林から農地への土地転用であった。近年は、コーヒーやカシューナッツ、コショウといった食品の生産・輸出の拡大を背景とした農地開発が主な要因となっている。

1. 1. 5 関連国際条約への加盟状況

生物多様性条約（CBD）	1994年（批准）
ラムサール条約	1989年（発効）

¹ 外務省 ベトナム社会主義共和国基礎データ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>（2015年3月6日確認）

² The World Bank data、<http://data.worldbank.org/country/vietnam>（2015年3月6日確認）

³ UN-REDD Program、<http://www.un-redd.org/CountryActions/VietNam/tabid/1025/language/en-US/Default.aspx>（2015年3月6日）

ワシントン条約 (CITES)	1994 年 (批准)
-----------------	-------------

1.1.6 関連する国内法制度

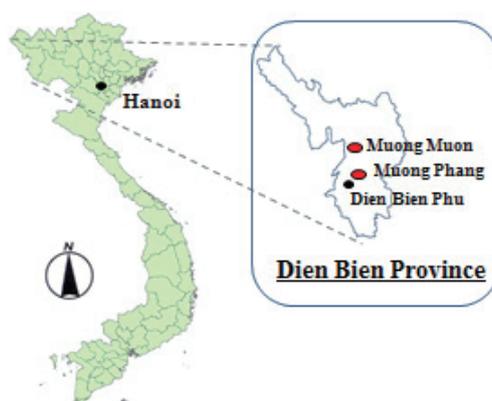
先住民・地域住民の権利尊重	憲法 ⁴ (1992 年)	・各民族は平等であるとともに、民族的特性を維持しながら風俗・習慣・伝統・文化を発展させる権利を有している。(第 5 条)
土地の所有権 利用権	土地法 ⁵ (2003 年)	・土地は国民の所有物であり、国が所有権を代表する。国は個人や世帯、組織に一定期間の土地利用権を与える。(第 5 条)
	森林保護開発法 ⁶ (2004 年)	・一般世帯や個人は森林の利用権を保有し得る。(第 5 条)

1. 2. プロジェクトレベル

1.2.1 対象地

本プロジェクトの対象地であるディエンビエン省は、ベトナムの北西部に位置しており、省の西部はラオス、北西部は中国と国境を接している。省の総人口は 480,000 人であり、その 83% が地方に在住している。一人当たりの所得は、2004 年の 224,000VND/月から 2010 年には 611,000VND/月へ増加しているものの、国内で 2 番目に所得水準が低い省であり、貧困世帯率（所得が 10 米ドル/人/月未満の比率）も国内で最高（50%）である。省内の森林面積は約 350,000 ha（省面積の 37% に相当）であり、森林タイプ別の内訳は、天然林が 340,000 ha（森林面積の 97%）、人工林が 11,000 ha（森林面積の 3%）であり、管理タイプ別の内訳は、生産林が 102,065 ha、保全林が 177,926 ha、特別利用林が 31,212 ha、非林業用地が 38,987 ha である（JICA, 2012）。

なお、省内には少数民族が居住している（タイ族、ムオン族等）。



図⑤-1 対象地の地理的位置

⁴ The Constitution of the Socialist Republic of Vietnam (1992)

⁵ Law on Land (2003) No.13/2003/QH11

⁶ Law on Forest Protection and Development (2004) No.29/2004/QH11

1.2.2 プロジェクトの概要

ベトナムは気候変動分野の取組を先行的に実施している国である。UN-REDD プログラムの初期の支援対象国の1つであり、世界銀行 FCPF の下で準備段階計画書（R-PIN）の承認を最初に受けた国でもある。

ディエンビエン省では、2009年9月～2012年3月に JICA が「気候変動対策の森林分野における潜在的適地選定調査」を実施し、ディエンビエン省における REDD+実施に係る基礎調査を行った。その後、2012年2月に REDD+パイロットプロジェクトが MARD（Ministry of Agriculture and Rural Development）、MPI（Ministry of Planning and Investment）、ディエンビエン省人民委員会（Provincial People's Committee：PPC）、JICA との間で合意に至り、実施された。REDD+パイロットプロジェクトでは、省農業農村開発局（Department of Agriculture and Rural Development：DARD）内に REDD+活動計画作成のためのワーキング・グループが設置され、PRAP⁷や C-RAP⁸の作成が行われた（JICA 2014a）。

SUSFORM-NOW は、2013年2月、PRAP の実施を通じてパイロットプロジェクトサイトに参加型による森林管理と住民の生計向上が普及することを目標に、従来のプロジェクトに REDD+のスキームを編入したものである。REDD+パイロットプロジェクトが終了した2014年4月以降、2015年8月までを目処に、同省 Dien Bien 郡の Muong Phang コミューン、Muong Cha 郡の Muong Muon コミューンにおいて、PRAP や C-RAP の実践活動が実施されている。

1.2.3 実施体制

プロジェクトの実施主体は、MARD の省レベル機関である DARD であり、JICA が支援を行っている。また、協力機関として国家森林総局（VNFOREST）が参加している。

1.2.4 成功要因

- ・活動において参照される PRAP は、既存の政策（森林保護開発計画等）を基礎に策定されている。そのため、活動の実施者にとっては従来の森林管理活動の延長線上で実施することが可能であり、現場レベルでの混乱回避につながっている。
- ・森林管理活動に加えて生計向上活動支援にも注力しているため、焼畑移動耕作を行ってきた地域住民からも協力が得やすい。
- ・プロジェクト実施期間前、あるいは実施期間中に十分な時間をかけて各村落に説明を行ったため、活動に対する住民の反対は少ない。特に、村落代表者に加えて、各村の村落会合を通じて村民にも直接説明を行ったことが合意形成に大きく寄与する結果となった。また、住民参加に係る同意の取り付けでは、不確実性の高い REDD+の結果支払いには触れず、あくまでも森林管理活動に対する生計向上支援であると説明しており、住民の過度の期待や誤解を避ける工夫を行っている。
- ・活動には森林保護官や農業普及員等、多数の政府職員が関与しており、細やかな現場への対応につなが

⁷ 「Action Plan on “Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation, Sustainable Forest Management, Conservation and Enhancement of Forest Carbon Stock” in Dien Bien Province in period 2013–2020」の略。国レベルの REDD+プログラムと整合性を保ちつつ、既存の森林政策を活用しながら省レベルの REDD+を効果的に推進させることを目指した2020年までの戦略活動計画。

⁸ 「Commune REDD+ Action Plan in the period 2013–2020」の略。より現場に近いコミュニティレベルで REDD+を実施するための具体的な森林管理活動や生計向上活動を盛り込んだ2020年までの活動計画。

ている。

2. プロジェクト活動の詳細

2. 1. 国家森林プログラム等との一貫性確保／ガバナンスの構築・強化

- ・関連する法制度等は表⑤-1の通り。
- ・プロジェクトにおいて参照している PRAP は、森林保護開発計画等、既存の政策に基づいて策定されている (JICA, 2014b)。また、プロジェクトの実施計画を作成する際は、関連する政策文書を参照しつつ、DARD 等と協議しながら一貫性について十分に検討を行っている。

・ Muong Muon コミューン の C-RAP は、2014 年 11 月に コミューン 人民委員会 (Commune People's Committee : CPC) において承認された。

・ Muong Phang コミューン の C-RAP については、決定文書は発出されず、2014 年 6 月に CPC と郡人民委員会 (District People's Committee : DPC) の署名及びスタンプが直接捺される形で承認された。

 (課題/改善点/今後の予定)

- ・ C-RAP については、2015 年中に、Muong Phang コミューン と Muong Muon コミューン で実施されているパイロット活動の経験を踏まえて、より効果的な活動計画に更新される予定である (JICA, 2014c, 2014d)。

・ ディエンビエン省における REDD+ 試行という観点からリーフレットを作成・配布しているほか、ドナー・政府ワークショップ等における発表、ウェブサイトを通じた情報発信を行なっている。

・ CPC が主催する月例会議 (省の林業支局職員等が参加) において REDD+ 計画の策定等が行われている。

・ 森林モニタリングについては、非公式のタスクフォースを設立し (DARD 副局長、林業支局技術部次長、森林保護支局代表、省・郡・コミュニティレベルの関係者が参加)、月例会議を通じて当月の活動実施状況、翌月の活動計画を確認するとともに、森林モニタリングに係る課題等について議論している。また、隔月で森林モニタリング研修も実施されている。

 (課題/改善点/今後の予定)

- ・ コミューンレベルでもタスクフォースが設置され、C-RAP に関する活動の運営や管理を主体的に実施する予定であったが、組織体制が整備されておらず、十分な活動が行われていない。
- ・ 一部の村落は森林環境サービスに対する支払いを受けているが、モニタリング結果等について十分な報告が行われないという課題がある。森林保護支局員による検証や国家森林インベントリによる定期的な森林状況の把握等を通じて、未報告の森林変化を把握するとともに、報告に向けたインセンティブを付与する必要がある。

表⑤-1 プロジェクトに関連する法制度等

	タイトル	概要
○	森林保護開発法	森林の定義や区分、各森林の機能を定めている。森林所有権、利用権のほか、森林所有者の義務等も明記している。
	生物多様性法 ⁹	生物多様性保全計画、国家マスタープラン、自然生態系や種、遺伝

⁹ Law on Biodiversity (2008) No.20/2008/QH12

		資源の保全と持続的開発、国際協力等について定めている。
	環境保護法 ¹⁰	戦略的環境アセスメントや環境影響アセスメント、自然保護区の保全と利用、経済活動における環境保護、都市部や居住地域での環境保護、水資源保護等について定めている。
	土地法	各土地カテゴリーの利用、利用者の権利と義務、行政手続き等を定めている。
○	森林保護開発計画 ¹¹	包括的な森林保護開発計画であり、既存の森林を効果的に管理することによって森林被覆を2015年までに42~43%に、2020年までに44~45%にすることを目的としている。
○	森林環境サービスに対する支払い (PFES) ¹²	森林所有者に対して森林を保護し、生態系サービス提供のために管理するインセンティブを与えるプログラムである。
○	国家 REDD+活動計画 (NRAP) ¹³	国家レベルの REDD+を推進するためのプログラム。国としての REDD+への取組方針等が示されている。対象期間は2011年~2020年。
○	省 REDD+活動計画 (PRAP) ¹⁴	既存の森林政策を活用しながら省レベルでの REDD+を効果的に推進させることを目的とした2020年迄の戦略活動計画。
○	コミュニティ REDD+活動計画 (C-RAP) ¹⁵	コミュニティレベルで REDD+を実施する際の具体的な森林管理活動や生計向上活動を盛り込んだ2020年迄の活動計画。
○	コミュニティ農村開発計画 ¹⁶	森林や農業等の様々なセクターを対象とした、生計向上を主眼においたコミュニティレベルの開発計画である。対象期間は2011年~2020年。
○	Plan 388/KH-UBND ¹⁷	森林の所有者を明確にして森林の分配を促し、土地の区画化を進めようとする政策である。
	貧困削減プログラム (30A) ¹⁸	現地住民に対して生計向上のための資金や技術を援助するプログラム。分野は農業、家畜、養殖、森林施業等、多岐にわたる。食糧の分配スキームを改善することによって森林から農地への転用を抑制し、間接的に森林の保護・開発を支援する取組も行われている。現在、ディエンビエン省では61の郡に導入されている。

注) ○印は、プロジェクトの実施にあたって特に留意されている法制度等。

¹⁰ Law on Environmental Protection (2005) No.52/2005/QH11

¹¹ Decision approving the Forest Protection and Development Plan during 2011–2020 (2012) No.57/2012/QD-TTg

¹² Decree on the Policy on Payment for Forest Environmental Services (2010) No. 99/2010/ND-CP

¹³ Decision approving the National Action Program on “Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation, Sustainable Forest Management, Conservation and Enhancement of Forest Carbon” during 2011–2020 : NRAP (2012) No.799/2012/QD-TTg

¹⁴ Decision on the approval of Provincial REDD+ Action Plan of Dien Bien Province for the period 2013-2020 (2014) No.379/2014/QD-UBND

¹⁵ Decision on the approval of Commune REDD+ Action Plan in the period 2013-2020 (2014) No.67/2014/QD-UBND

¹⁶ Decision on the approval of the project on planning of New Rural Development in the period of 2011-2020 (2011) No.161/QD-UBND

¹⁷ Plan on review and improvement of land and forest allocation and grant of forestland use certificates for period 2013 – 2015 in the area of Dien Bien province (2013) No. 388/KH-UBND

¹⁸ Resolution on the Program for poverty reduction for 61 poor district (2008) No.30a/NQ-CP

2. 2. 先住民・地域住民の権利尊重

2.2.1 土地や資源の所有権・利用権の特定

- ・ Muong Muon コミューンでは、Muong Cha 郡人民委員会の予算で土地・森林の分与が実施されている。既に事前調査と計画策定は終了しており、現在は DPC からの最終承認待ちの状態である。また、Muong Phang コミューンでも、プロジェクトによる支援の下、土地・森林の分与が実施されている。既に事前調査（地域住民による確認を含む）は終了しており、現在は政府に提出する分与計画の最終化を実施している。以上の分与プロセスでは、既存の林地分与状況も把握されている。
- ・ 土地の境界が明確ではないが、例えばコミュニティの境界については、政府側と議論し、合意するプロセスを実施している。また、村落の境界についても CPC を巻き込みながら村落代表者と会合や現場訪問を重ねることによって地図化を行っている。合意に至らない村落境界については、該当する林地を分与対象としないことで対応している。

2.2.2 地域の慣習や知識の活用

- ・ 森林に関する住民の詳細な知識や経験を活用しつつ、村落ベースの森林パトロールが実施されている。
- ・ 森林パトロールでは、森林保安官による確認作業も行われるが、事前に住民が森林の概況情報を適切にインプットすることにより、森林保安官の労力を軽減することができる。また、こうした参加型パトロールは住民のオーナーシップを醸成することにも寄与する。

2.2.3 先住民・地域住民の事前同意

- ・ プロジェクトの紹介や参加に係る合意形成、森林管理及び生計向上活動の計画策定、各活動の内規策定、村落組織の設置（管理委員会、森林パトロールチーム等）に村落会合を 3 回、約 3 日程度を要した。村落会合は FPIC のコンセプトを反映する形で進められた。
- ・ 不参加の村（1 村）以外の 35 村（Muong Phang コミューンと Muong Muon コミューンの合計）は、森林管理及び生計向上活動の計画や村落組織の設立等について、村長と CPC 代表が署名・捺印する形で合意した。

2.2.4 先住民・地域住民に対するネガティブ・インパクト

- ・ 換金作物（キャッサバ、トウモロコシ等）を生産する農地を転換することによる現金収入への負の影響が想定される。しかし、各種生計向上活動が実施されているほか、植林地については木材や植林・森林再生補助金等からの収入が、天然林については森林環境サービスに対する支払いや非木材製品からの収入が見込まれており、これらを複合的に組み合わせることによって収入の最大化に向けて支援を行っているところである。



（課題/改善点/今後の予定）

- ・ 耕作地が限られることによる食糧安全保障及び所得の減少が考えられる。食糧安全保障（主にコメの生産）に関しては、水田の生産性向上等により既に焼畑による稲作が減少傾向にあること、水田が植林地等に転用される可能性は低いこと、代替生計向上活動の推進によって現金収入の向上が見込めること等から、水田地域における負の影響は限定的となる見通しである。一方で、陸稲中心の地域では、食糧安全保障を念頭に置いた計画作りが重要である。

2. 3. ステークホルダーの参加

2.3.1 計画段階におけるステークホルダーの参加

- ・プロジェクトの紹介や参加に係る合意形成、森林管理及び生計向上活動の計画策定、各活動の内規策定、村落組織の設置（管理委員会、森林パトロールチーム等）に村落会合を3回、約3日程度を要した。村落会合はFPICのコンセプトを反映する形で進められた。（再掲）
- ・不参加の村（1村）以外の35村（Muong Phang コミューンと Muong Muon コミューンの合計）は、森林管理及び生計向上活動の計画や村落組織の設立等について、村長とCPC代表が署名・捺印する形で合意した。（再掲）

2.3.2 ステークホルダーの理解醸成

- ・村落会合において、発表（ビデオ上映含む）や研修を通じて情報提供や議論を行っている。また、ポスターやリーフレット、看板等を利用したプロジェクトの普及啓発も行なっている。

（課題/改善点/今後の予定）

- ・村落ベースの森林パトロールチームの継続的な能力向上（報告精度の向上）が必要である。

2.3.3 ステークホルダーの参加促進

- ・地域住民に対して研修を実施している。例えば、2014年4月から9月までのプログラムと参加者数は次の通りである。植林技術研修（412人）、養殖技術研修（364人）、飼料作物栽培技術研修（188人）、果樹栽培技術研修（1185人）、きのこ栽培研修（69人）、養豚技術研修（128人）、森林パトロール研修（429人）。

（課題/改善点/今後の予定）

- ・パトロール活動等の労働に対する支払いが課題となっている。

2.3.4 合意形成と伝達の実施

- ・プロジェクトの初期段階では、郡やコミューンの計画策定プロセスをファシリテートできる人材が限られており、例えば住民意見と政府の政策が異なるようなケースでは、政府政策を押し付ける等の場面が見受けられた。そのため、村落会合前に政府担当者に対して研修を実施して対応することとし、村落会合の実施を通じてOJT形式でファシリテーション能力の強化を図った。

（課題/改善点/今後の予定）

- ・SUSFORM-NOWでは、郡やコミューンの職員を総動員しながら合意形成に対応した。しかし、これが他のコミューンでも実現可能かどうかについては検討する必要がある。今後の対応としては、人的資源の確保だけでなく、プロセスの効率化を図る等の工夫が求められる。他方、プロセスの効率化は村落側の選択肢を減らし、様々なニーズへの対応を困難にする可能性もあり、注意が必要である。
- ・多くの生計向上活動では、その内規において収益の返済義務が定められているが、この内容を住民に理解してもらい、合意した上で各世帯代表に署名をしてもらうプロセスに相当の時間を要した。
- ・さらに、それら支援内容については、省全体で統一する必要はなく、郡やコミューン単位で状況に合わせて統一するという選択肢も有り得る（改善点）。

2.3.5 利益の配分

- ・プロジェクトにおける森林保護契約については、契約テンプレートの作成が進められており、既に仮のフォームが準備されている。今後、各村が森林保護契約を締結し、支払いを受けた資金を村落基金に還元することで合意している。
- ・資金の運用は村落管理委員会や村落会合を通じて行われる。その際、資金の管理は会計担当者が行うこととし、村長や村落管理委員会委員長等に権力が集中しないよう、また相互にチェックができるようにアレンジしている。

(課題/改善点/今後の予定)

- ・村落管理委員会メンバーに対して基金管理研修を実施する予定である。

2. 4. 生物多様性への配慮

2.4.1 対象地における生物・生態系情報の把握・モニタリング

- ・森林分与に関連して実施された森林インベントリ調査において樹種データの収集が行われた。

(課題/改善点/今後の予定)

- ・生物多様性全体を把握・モニタリングする活動を実施しておらず、今後の課題である。

2.4.2 生物多様性に対するネガティブ・インパクトの回避

- ・低地の植林木としてアカシアマンガウムを主に使用している。この植林では、単一樹種あるいは外来種の植林に由来する生物多様性への負の影響が想定されたが、森林管理活動の優先度を①既存の天然林の保護、②森林の自然再生、③植林とすることによって一定の基準を設けるとともに、事前の調査を通じて可能な限り土地のスクリーニングを行うことによって、影響の軽減に努めている。

2. 5. 非持続性への対処

- ・村落基金を基点とした村落レベルでのローン資金等の確保を支援。プロジェクト終了後も村落単位での生計向上活動への支援が可能な仕組み作りに努めている。
- ・村落基金が持続しなければ森林管理活動への参加インセンティブが低下してしまう可能性があるため、村落基金の持続性を向上させる対策（村落管理委員会の研修、外部金融機関との連携の模索等）について現在検討している。

(課題/改善点/今後の予定)

- ・人口増加や耕作地の減少、土壌劣化に伴う収量減少等によって、森林保護対象地や森林再生・植林対象地が農地化されるリスクがある。森林保護対象地については、政府の規制、住民の意識向上、森林環境サービスに対する支払い、村落森林パトロールチームによる巡回等を通じて、森林を保護するインセンティブや仕組みが存在している。しかし、森林再生・植林対象地については、元々各世帯の農地（休閑地含む）であったことから、再度開墾されるリスクがある。

2. 6. リークージへの対処

(課題/改善点/今後の予定)

- ・既にプロジェクト周辺地域では焼畑が飽和状態にあり、今後焼畑が大幅に増加することは困難な状況である。しかし、対象以外のコミュニティにおける排出移転のリスクが考えられる。

・PRAPでは、2015年より順次対象コミュニティを増加させる予定であり、リーケージの問題はある程度回避できると考えられる。

参考文献

- FAO (2010) Global Forest Resources Assessment 2010. FAO, Rome, Italy.
- JICA (2012) Draft Inception Report, Dien Bien REDD+ Pilot Project in the Socialist Republic of Vietnam. JICA, Tokyo, Japan.
- JICA (2014a) The socialist republic of Vietnam Dien Bien REDD+ Pilot Project Final Report. JICA, Tokyo, Japan.
- JICA (2014b) The socialist republic of Vietnam Dien Bien REDD+ Pilot Project Final Report - Appendix (Draft) “Action plan on “reducing emissions from deforestation and forest degradation, sustainable forest management, conservation and enhancement of forests carbon stock” in Dien Bien province in period 2013-2020” . JICA, Tokyo, Japan.
- JICA (2014c) The socialist republic of Vietnam Dien Bien REDD+ Pilot Project Final Report - Appendix “Commune REDD+ action plan in the period 2013-2020 in Muong Muon commune” . JICA, Tokyo, Japan.
- JICA (2014d) The socialist republic of Vietnam Dien Bien REDD+ Pilot Project Final Report - Appendix “Commune REDD+ action plan in the period 2013-2020 in Muong Phang commune” . JICA, Tokyo, Japan.
- REDD Vietnam (2014) Projects, REDD+ Pilot Implementation in Dien Bien (Planning Phase) – Dien Bien REDD+ Pilot Project.
<<http://www.vietnam-redd.org/Web/Default.aspx?tab=projectdetail&zoneid=110&itemid=648&lang=en-US> > (2014年11月17日)

注) 特定の引用情報がある場合を除き、プロジェクトレベルの主な情報はプロジェクト関係者へのインタビューに基づく。